

<b>会議録</b>	
<b>■ 会議名</b>	倉敷市子ども・子育て支援審議会（令和5年度第2回）
<b>■ 日時</b>	令和5年11月21日（火）14：00～15：00
<b>■ 場所</b>	倉敷市市役所 10階大会議室
<b>■ 出席者</b>	<p>○出席委員（17人）  味木委員、池田委員、今城委員、大江委員、岡本委員、尾跡委員、木戸委員、高塚委員、田崎委員、津田委員、長濱委員、林委員、藤原委員、松井委員、道久委員、守屋委員、横溝委員</p> <p>※欠席：下宮委員、森永委員、薬師寺委員</p> <p>○事務局  保健福祉局：藤原局長  子ども未来部：月本部長、兼田参事（子ども相談センター所長）  子ども相談センター：赤木所長代理  保育・幼稚園課：岡野課長、鎌田主幹  保育・幼稚園支援室：内田室長  福祉援護課：清水次長（福祉援護課長）、多田主幹  障がい福祉課：山田課長  健康づくり課：河本課長、片山主幹  学校教育部：根岸部長  学事課：佐野課長補佐、山下学事主任  指導課：岩成課長補佐  生涯学習部：丸野次長（生涯学習課長）、中村主幹  子育て支援課：別府副参事、火口課長代理、山本主任、尾川副主任、土家主事、楠本</p>
<b>■ 傍聴者</b>	傍聴者1人
<b>■ 次第</b>	1 開会 2 議事 （1）事業所内保育事業の認可について （2）「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2023」について （3）第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画（倉敷市こども計画）の策定スケジュールについて 3 閉会

## 1 開会

事務局： お待たせいたしました。定刻がまいりましたので、ただいまから、倉敷市子ども・子育て支援審議会を開催いたします。

本日の審議会は、お手元にあります次第にしたがって、進めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

私は、事務局側で司会進行を務めます、子育て支援課の火口でございます。よろしくお願いいたします。

この審議会は、本任期最初の審議会において、「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、「公開」「非公開」をお諮りいたしまして、公開することをご決定いただいております。

本日は、1名の方が傍聴されておられます。

それでは、開会にあたりまして、保健福祉局長の藤原がご挨拶を申し上げます。

藤原局長： 失礼します。皆様こんにちは。

本日は、お忙しいなか、本審議会にご出席いただきまして有難うございます。皆様方には、平素から、本市の児童福祉行政の推進にあたりまして御協力をいただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。

さて、8月の話ですけれども、本市におきましては、こどもの利益を第一に考える社会の実現を目指し、こども家庭庁が提唱しております「こどもまんなか応援サポーター」への参加を宣言いたしました。本市では、今まで「子育てするなら倉敷でといわれるまち」を掲げ、その実現に向けて安心して結婚・出産・子育てができ、子どもを持つ世代の皆さんが仕事と子育てを両立することができる環境や、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに取り組んでまいりました。

今回宣言を行うことで、こども家庭庁の推し進める「こどもまんなか」の趣旨に共感・賛同し、その取組を応援するとともに、引き続き取組を進めていくことで、子育て世帯やこれから子育てする方々を力強くサポートしてまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたします。

さて、本日は、事業所内保育事業の認可、「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2023」についてご審議をいただく予定です。また、最後に次期計画の策定スケジュール等につきまして、ご報告をさせていただきます。

限られた時間の中ではございますが、委員の皆様方から、これまでの実践や経験のもと、幅広く御意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局： 本日は、委員20名中、17名の方にご出席いただいております。

過半数に達しておりますので、倉敷市子ども・子育て支援審議会条例第5条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、感染症対策といたしまして、二酸化炭素濃度測定器も設置しております。審議中においても、室内の二酸化炭素濃度が高くなりますと、警告音が鳴る場合があります。その際には寒いので申し訳ないのですが、室内の換気を行いますので、何卒ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局： また、ここで、1名の委員の交代がありますので、ご紹介をさせていただきます。  
お手元の資料1をご覧ください。  
くらしき作陽大学から、長濱委員にご出席いただいております。

委員： 失礼します。くらしき作陽大学の長濱 美根子と申します。このような会に来させて  
いただいて何ができるか分かりませんが、大学からの前任者の次ということで、責務を  
果たせたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。

それでは、「2 議事」に入りたいと思いますが、その前に配付資料について、確認  
をさせていただきます。まず、次第、【資料1】委員名簿、【資料2】事業所内保育事業  
の認可について、【資料3】「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2023」  
は、事前に送付させていただいております資料でございます。

加えて当日資料として、【資料4】「第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画（倉敷  
市こども計画）の策定スケジュールについて」をお手元に配付しております。

乱調不備、お忘れ等はないでしょうか。

また、倉敷市で毎年作成しております、「子育てハンドブック KURA」と「子育て応援  
マップ」の令和5年度版を10月末に発行いたしましたので、お配りしております。ま  
たご覧いただきますようお願いいたします。

## 2 議事

### (1) 事業所内保育事業の認可について

事務局： それでは、ここからの進行につきましては、木戸会長にお願いいたします。木戸会長、  
よろしくお願いいたします。

会長： よろしくお願いいたします。先ほどお話がありました、こどもまんなか応援サポータ  
ーのというのは、KURAの最新版の表紙に示されているものというこの理解で良いでし  
ょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

まず、議事の1番目、事業所内保育事業の認可について、事務局から説明をお願いしま  
す。

事務局： それでは、議事の1番目、事業所内保育事業の認可について、ご説明いたします。お  
手元に【資料2】をご用意ください。

この審議会の運営に関し必要な事項を定めた「倉敷市子ども・子育て支援審議会運営  
要綱」第2条第1項第2号の規定により、事業所内保育事業の認可にあたり、ご意見を  
伺うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

今回、ご意見をいただく事業所内保育事業は、「社会福祉法人 倉敷福德会」が設置  
する「小谷かなりやキッズ保育園」でございます。

施設の所在地は、浦田2504番地20で、整備形態は、既存の認可外保育施設から  
の移行となります。利用定員は0歳児3人、1・2歳児6人の合計9人で、そのうち地  
域枠、地域の方にご利用いただく枠につきましては6人でございます。

開園日・開園時間は、月曜日から土曜日までの、午前7時30分から午後6時30分までです。

建物の構造等は、木造平屋建て、面積は56.72平方メートルで、その内訳は、保育室等の欄に記載のとおりで、認可基準を満たしております。

連携施設は、堀南かなりや認定こども園で、令和6年4月1日の設置予定となっております。

次ページ以降に、位置図、配置図、平面図をお付けしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

会 長： ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、これについて、ご意見、ご要望など、ご発言をお願いいたします。

なお、ご発言に際しては、議事録を作成する関係上、お名前をおっしゃっていただくから、ご発言ください。いかがでしょうか。

確認させていただきたいのですが、先ほど既存のというふうにご説明がありましたが、資料2に手書きで書かれている内容は、特に新規とか修正とかいうことではなく、補足として書き加えていただいたと見てよろしいでしょうか。

事務局： 分かりづらいところなどを手書きで記載しています。

会 長： ありがとうございます。今ある園の整備形態の変更ということですが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。もしあれば、最後にでもご発言いただければと思います。

## (2)「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2023」について

会 長： それでは、次に、議事の2番目、「くらしき子ども未来プラン後期計画」実施計画2023について、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、議事の2番目、「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2023」についてご説明いたします。前回の審議会でお示した事業一覧に加え、この度は、評価指標と「量の見込み」と「確保方策」の実績が出揃いましたので、実施計画2023として確定したものでございます。

お手元に【資料3】をご用意ください。

1ページ及び2ページをご覧ください。

この実施計画は、「1 実施計画の策定にあたって」、「2 実施計画シート」、「3 評価指標一覧」「4 主要事業の「量の見込み」と「確保方策」」からなっており、子ども・子育て支援法第77条第1項第4号の規定に基づき、子ども・子育て支援関係施策の実施状況の評価・点検を行うため、1ページの(4)にあるとおり、達成度の測定と計画のローリングを行うこととしております。

2ページをご覧ください。

本市では、この計画において、「子ども」「子育て」「地域」という3つの柱に、「人権尊重」から「青少年」までの12の施策領域と施策目標を掲げ、その下に39項目の単位施策を設定しており、その単位施策ごとに評価指標を定めております。その目標値と

毎年度の実績値を比較することで、計画の達成度を測り、進捗状況の評価・点検を行っているものでございます。

なお、4ページから36ページまでの事業一覧については、前回の審議会でご説明し、ご審議いただきましたので、今回は説明を割愛させていただきます。

37ページの「くらしき子ども未来プラン（後期計画）評価指標一覧」をご覧ください。

この表の見方ですが、表の実績値の欄の左に「目指す方向性」という欄がございます。太矢印をしているところです。これは、それぞれの評価指標の目指す方向性を示しておりまして、その矢印が右上がりのものについては実績値が増加することを目標とするもの、右下がりのものについては実績値が減少することが目標となっているものでございます。

なお、実績値が減少することを目標とするものには、評価指標の欄にアンダーラインを入れ、青字にしております。

例えば、No.3、3番目の「子どもを虐待しているのではないかと思ったことがある保護者の割合」の指標がこれに当たります。

次に、その右隣の実績値の欄は、今回は主に令和4年度の実績を赤字で記入しております。

その右側の目標値の欄でございますが、計画策定時に設定しました令和6年度又は令和7年度の目標値を掲載しております。

更に、その右側の計画等の欄に○印のついているものは、本市の他の計画を引用又は引き継いでいるものでございます。

その右側の備考欄はアンケート調査を行っているものについて、そのアンケートの名称を記載しております。

表の見方は以上でございますが、指標から見えるものとして、何点か申し上げますと、No.2の単位施策「学校園等における人権教育を推進する」をご覧ください。評価指標は「困ったこと、辛いことがあった人を助けてあげたいと思う子どもの割合」ですが、目指す方向性は右上がりであり、実績値が増加することが目標値の95%に近づくものでございます。その実績値は、令和4年度は過去8年間で最高値となっております。

次に、No.4の単位施策「母子の健康の確保・増進を図る」の評価指標「乳幼児健康診査の受診率」ですが、1歳6か月児及び3歳児ともに過去8年間で最高値となっており、令和6年度の目標値を達成しております。

次に、No.8の単位施策「就学前教育・保育施設における子どもの健康や安全を確保する」の評価指標「保育所等で、子どもの健康や安全が確保されていると思う保護者の割合」ですが、過去8年間で最高値となっております。

次に、No.9の単位施策「就学前教育・保育基礎を強化する」の評価指標「保育所等の待機児童数（2・3号認定）」は、令和5年度は過去9年間で最も低い値となっております。

No.11の単位施策「様々な体験や活動を通じて学ぶ場、機会を充実させる」の評価指標「自然にふれる活動に参加している子どもの数」ですが、令和4年度は目標値を上回っております。

No.14の単位施策「男女平等と共同参画を推進する」の評価指標「「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合」は、大幅増で、過去8年間で最高値となっております。

No.19の単位施策「子育てに関する情報発信を充実させる」の評価指標「子育てに、

必要な情報が得られていると思う保護者の割合」は、下降しております。

38ページをご覧ください。

No.20の「地域の子育て支援拠点を充実させる」の評価指標「地域子育て支援拠点の登録親子組数」ですが、緊急事態宣言に伴う臨時閉所の影響により、大幅減となっていました。上昇しております。

No.25の単位施策「子育てに伴う経済的負担を軽減する」の評価指標「子育てに要する経済的な負担が軽減されてきたと感じる保護者の割合」ですが、過去8年間で最も低い値となっています。

No.32の単位施策「子育てしやすい職場環境づくりを促進する」の評価指標「働いている職場が、子育てに対する理解があると思っている人の割合」は、過去8年間で最高値となっております。

No.38の単位施策「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」の評価指標「不登校児童・生徒出現率」ですが、残念ながら、小中学校ともに数値が上昇しております。

No.39の単位施策「地域とともに青少年の健全育成を進める」の評価指標「青少年を育てる会が主催する活動の年間参加者数」ですが、令和4年度は増加しております。

それでは次に、主要事業の「量の見込みと確保方策」でございますが、39ページをご覧ください。

くらしき子ども未来プラン後期計画では、第5章において主要事業の5年間の「量の見込み」と「確保方策」を定めておりますが、特定教育・保育施設や私学助成を受ける私立幼稚園、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ事業などの主要事業について、計画策定後の実績と「量の見込み」から令和6年度までの計画を進行管理しており、赤字が今回新たに令和4年度としての実績を記入したものでございます。

表の見方ですが、43ページをご覧ください。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び企業主導型保育事業の倉敷区域の表のうち、令和4年度の実績の欄をご覧ください。

1号認定児については、量の見込みが2391人に対して確保方策が3269人となっております。1号認定児については、この数字上は878人の定員の空きがある状況でございます。

2号認定児についても、量の見込みが3115人に対して確保方策が3205人となっており、数字上は90人の定員の空きがある状況でございます。

3号認定児については、0歳児は量の見込みが692人に対して確保方策が725人となっており、数字上は33人の空きがある状況でございます。一方、1～2歳児については、量の見込みが2305人に対して確保方策が2199人となっており、106人の定員不足という状況でございます。

このため、倉敷区域については、小規模保育事業の創設など定員の確保に努めているところでございます。

以下、水島区域、児島区域、玉島区域とも同様の見方でございます。

また、47ページ以降から最終ページまでは、地域子ども・子育て支援事業の11事業の量の見込みと確保方策について、令和4年度もしくは5年度の実績を記入しております。

ここで、一部訂正がありますので、担当課からご説明をさせていただきます。

申し訳ございません、51ページを開いてください。こんにちは赤ちゃん訪問事業の中の下段なのですが、「量の見込みと確保方策」というものがございまして、こんにちは赤ちゃん訪問事業が実績として、令和4年3637人と赤字になっておりますけれども、

養育支援訪問が、865と黒字のまま、計画値がおりてしまいました。申し訳ございません。843人が実績ですので、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

以上で、説明を終わらせていただきます。

会長： ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて、ご意見、ご要望など、お気付きのことがありましたらご発言をお願いします。

こういったものは見る機会がないので、見方だとか関連付けというのが、少し時間がかかるかもしれませんがいかがでしょうか。

1つ、皆さんが考えておられる間ということなのですけれども、倉敷市だけで判断できることではないと思うのですが、資料3の37ページの評価指標一覧について、15番「男性の育児参加を促進する」という言葉が単位施策としてあります。私が今、大学に勤めていて、記述について確認している最中なので、情報提供として発言させていただきたいのですが、アンコンシャスバイアス、思い込みというか、「男性が育児参加する」とか「女性の～」というふうな性差を使うということ、すごく今、見直しをしている最中なので、こういったところが、「男性の育児」、まあ「男性」と使うのがいいのか、「父親」というものを使うのがいいのか、倉敷市だけの変更できるのかも分からないのですけれども、そういった性差を出されるときに、市の資料として出されるときに、本当にこの言葉がベストなのかどうか、再考する機会をとっていただければいいかなと思っています。大学としても残している言葉もありますし、これは男性・女性ではなかったなとか、学生でいいなとか、性自認の問題なども今クローズアップされていますので、そういったことも、少し機会を持って、この審議会なのかさえも分かりませんが、ちょっと発言をさせていただきました。

副会長： 同じく37ページ、指標の番号でいうと19番ですね、必要なときに必要な情報、子育てに関する情報が得られていると思うという数字が若干減少している、で、目標値はずいぶん高いと。この減少した理由というのは、もし市のほうで分析しているのであれば、その内容を教えてください。

事務局： はい、ここが結構減ってはきておってですね、理由は定かではないですが、本市としましても、情報発信といいますか、該当の方に情報が届けられるという課題は十分認識をしております、今後ですね、例えばスマートフォン等で利用できるアプリの導入であるとか、若い方も含めてより多くの方が情報を得やすくできるような施策の検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

副会長： ありがとうございます。おそらく今、おっしゃったように、今のお母さん方が、保護者が得ようとしている情報は、これも、私としては非常に見やすい、こうした紙ベースはありがたいのですが、赴いていかないともらえないものであって、やはり手元ですぐ見える情報を欲しているから、こうした数値なのではないかなと私の中では推察いたします。そうしたところも積極的に、LINE 発信するとか、Instagram ですとか、さまざまな媒体でお願いしたいと思います。

それからもう1点、すみません、続けてで。例えば、50ページには、妊婦の一般健康診査のことが書いてあってですね、私がじっくり読めてないからなのですが、倉敷市の今後の指標で出していただければなと思うのです。一般だけではなく、多胎児の支援

についても、倉敷市はスタートされているので、実態として、倉敷市で多胎児の育児をしていらっしゃる方が、どの割合でどのくらいこうした健診を受けているかというのを、この項目の中に、入らない内容なのかもしれないのですが、せつかく市が行っている支援事業ですので、そうしたことも、私ども審議会の委員に発信していただければと思います。こちらは要望でございます。

会 長： いかがでしょうか。もし何か今分かることがあれば教えていただきたいです。  
ありがとうございます。お願いいたします。

委 員： 評価指標の38番ですけども、「不登校児童・生徒の出現率」は、その目標値、令和7年度の小学生が0.45%、中学生が2.25%に対して、徐々に増加傾向にあって、目標値からは離れている傾向にあると思いますが、現状の市の認識として、既に不登校になっている児童・生徒、もしくは不登校なりそうな予備軍のような児童・生徒に対する支援として、学校に来られるようにするという事なのか、それとも学校でなくても、適切な学習や人格形成の場を得ることができる、そういう選択肢を持てるのが適切な支援なのか、というところについては、どうお考えなのかなというのが気になりまして、ちょっと分かりにくい質問かもしれないのですが。色々なお子さんがいらっしゃると思うので、クラスに2人くらいは、どうしても集団生活になじめない子もいるかとは思っているので、どうしても学校という場が辛い子もいるのかなと思うので、単に来られない子を減らすというのが支援なのかなというところは少し疑問に感じましたので、ご質問させていただきました。

会 長： ありがとうございます。前回も不登校の扱いというのは話題になったかと思うので、担当課の方でご紹介ください。

事務局： まず、「不登校児童・生徒出現率」の割合ですけども、備考のところに書かれておりますように、問題行動調査、これは多くの方が新聞等でご覧になられていると思いますが、私の手元に山陽新聞のメモがありますけれども、大きな見出しで「小中学校不登校最多29万人」という大きな見出しで、今年も最多を更新したというニュースが流れています。文部科学省といますか、新聞のコメント欄によりますと、不登校への理解が広がり、無理して学校に行く必要がないとの考えの保護者が増えたことに加え、新型コロナウイルス禍で、子どもの生活リズムが乱れやすい状況が続いたことが増加の要因とみられると、これは一般的なコメントでございます。倉敷市においても、同様の傾向はあるなと思っているのですけれども、まずは、ご質問いただいた、学校に来られるようにするのか、学校に来なくても選択肢を持てることを重視するのかということですが、こちらにつきましては、本来的にですね、日本の教育、学習指導要領というものが定められていて、その教育課程に従って、学校教育で子どもの教育を行うというのが大前提にあるというのは、皆さんご承知のとおりだと思います。ただ、色々なお子さんの状況によって、なかなか学校に行きづらい子がたくさんいらっしゃることも事実でございます。ですから、今現在、社会の受け皿としては、例えば、よく耳にするフリースクールであるとか、色々な民間の受け皿、それから倉敷市教育委員会では、ライフパークを始め、適応指導教室ということで、市内5カ所に、そういう学校に行きづらいお子さんが、気軽に来て、友だちと交流しながら、学習や色々なことを勉強していくというような場を設けています。いずれにしましても、最終的には、学校に来て、ある一定規模の集団



の中で、色々な子どもたちが切磋琢磨しながら成長していくということが望ましいことではありますが、その途中の過程においての支援というの、倉敷市教育委員会としては、大切にしていきたいと考えておりますので、一人ひとりの子どもに光が当たるように、施策を考えながら対応していきたいと思っています。以上でございます。

委員： ありがとうございます。

会長： はい、ありがとうございます。他の委員の方ご意見等いただけますでしょうか。

委員： 就学前の子どもたちの教育のことなのですけれども、39ページの幼稚園で延長保育なども、預かり保育として実施しているとあるのですけれども、特に公立の幼稚園に関しまして、地域としては、教育の核と申しますか、中心に公立幼稚園というのはあると思うのです。今、公立幼稚園は、廃園の危機が迫っている所もたくさんあります。延長保育、預かり保育が認められれば、利用が増えるだろうなという予想もあるのですけれども、一昨年でしたか、これ以上の延長保育は原則考えないというようなことが発表されていたと思うのですけれども。来年度ですか、倉敷市で2園ほど延長保育が実施されるということは、これからも適切に、そういう要望があれば、延長保育を認めていかれるのでしょうか。教えてください。

事務局： 公立幼稚園・公立保育園・公立認定こども園の適正配置計画の中で、職員の確保の状況や、利用状況などを見ながら、幼稚園の預かり保育の実施などの多機能化について発表しています。2年前の適正配置計画の中では、これ以上必要がないかなというようなこともございまして、現時点ではありませんというようなことは発表しておりますけれども、今回、例えば、長尾幼稚園の預かり保育を新たに始めるということを発表したのですが、これについては、長尾地区の周辺である、新倉敷駅周辺地域にマンションが急激に建ったりだとかいうことがございまして、そういう社会情勢が急激に変わる可能性など、市が予想している以上のことが起こったりして、今後需要が伸びたりとか、そういう事があれば、対応が可能な範囲ではさせていただきます。ただ、あくまでも、職員の確保が、今保育士、幼稚園教諭の確保が非常に難しい中ですので、今あるところを利用してということも含めながら、安心安全にお子さんを預かりながら、地域のニーズに対応できるよう今後も検討していきます。

委員： ありがとうございます。では、今後もそういう状況を見ながら、増えるかもしれないという事でいいのですね。

事務局： 状況を見ながらということで、園自体が、園数が減る可能性もございますので、残っている園で実施していないところについて、全くないということではございませんけれども、必ずやるという約束もここではできかねるとご了承いただけたらと思います。

委員： はい、ありがとうございました。

会長： ありがとうございます。その他の委員さんいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

委員： 評価指標一覧の25の、「子育てに伴う経済的負担を軽減する」というところの、目標値が30とか35とかとなっているのですが、令和4年度は過去で1番低い数値となっていると思うのですが、これは社会情勢とか色々関係している部分もあるかもしれませんが、目標値を達成するために、倉敷市では、どうしていくのか何か考えている事があれば教えてください。

会長： はい、ありがとうございます。この項目値については、子育てに関するアンケート調査の結果からということですので、担当課の方で少しご紹介いただけることがあればお願いします。

事務局： はい。先ほど委員が言われたとおり、新型コロナウイルス禍と申しますか、その期間が長引いて、収入が減少した面もあると思われませんが、一方で、低所得者やお子さんをお持ちの方へ、給付金や、市としては、子ども医療の拡充として、今年度から中学生までの通院を負担するという施策を実施しています。国になりますか、こども家庭庁では、児童手当の拡充なども検討しているため、それらを併せて、経済的困窮や経済的負担を少しでも軽減できたらと考えております。

会長： はい、ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。もし、お気づきのことがありましたら、また最後にでもご発言ください。

### (3) 第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画（倉敷市こども計画）の策定スケジュールについて

会長： それでは、次に、議事の3番目、第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画（倉敷市こども計画）の策定スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、議事の3番目、第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画（倉敷市こども計画）の策定スケジュールについてご説明いたします。

お手元に【資料4】と、令和2年2月策定のくらしき子ども未来プラン後期計画の冊子をご用意ください。

「くらしき子ども未来プラン」は、子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を包括した子どもに関する総合計画の位置づけで、平成27年3月に10か年計画として策定されました。そして令和2年2月には第二期子ども・子育て支援事業計画として、お手元にございます「くらしき子ども未来プラン後期計画」を策定いたしました。この計画は令和6年度をもって計画期間が完了となるため、今年度から来年度にかけ、令和7年度からの次期計画の策定を行うこととしておりまして、本日、策定の方針と現時点の策定スケジュールをご報告させていただきたいと思っております。

では、【資料4】につきまして、ご説明いたします。前方のスクリーンにも映しておりますのでご覧ください。

まず、次期計画の策定につきましてご説明する前に、こども基本法の施行をはじめとした、国の動向につきましてご説明させていただきます。

資料をめくっていただき、スライド番号2をご覧ください。

令和5年4月に、こども家庭庁が創設され、日本国憲法及び児童の権利に関する条約

の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした、「こども基本法」が施行されました。

なお、倉敷市ではすでに、平成24年4月に児童の権利に関する条約の理念を尊重し、「倉敷市子ども条例」を制定しております。お手持ちのくらしき子ども未来プラン後期計画の巻末のほうにあります、資料編3ページ目をご参照ください。その前文の中で、すべてのこどもが未来の希望であり、まちのかけがえのない宝であること、こどもがこの地で健やかに学び育つことを保障することが大人の責務であることなどを示すとともに、「倉敷市で育つすべてのこどもが幸せに暮らせること」をめざし、各条項を掲げております。

次のスライド3をご覧ください。国や都道府県、市区町村が、こども基本法の内容に沿って、こどもや若者に関する「こども施策」という取り組みを行ってまいります。なお、こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがなくならないよう、心と身体の成長の段階にある人を「こども」としております。

次のスライド4に移ります。「こども施策」は6つの基本理念をもとに行われます。

次のスライド5に移ります。

こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもや若者の声を聴き、その意見を政策に反映させることを重視しております。こども・若者の最善の利益を考慮し、こどもや若者の視点に基づいた政策を具現化するとともに、各府省庁や地方自治体と協力し、社会全体でこども・若者の声を取り入れた政策を進めていく方針です。

次のスライド6に移ります。

こども基本法第9条において、国はこども施策に関する大綱「こども大綱」を定めなければならないとされており、こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めることとされています。現在こども大綱は、中間整理のパブリックコメント募集が10月22日に終了したところであり、年内に策定される予定とされています。

そしてこども基本法第10条では、市町村はこの「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされています。

次のスライド7になりますが、これらこども基本法に定められた事項を踏まえ、計画の変遷でございますが、本市では、これまで子どもの計画として、次のような計画を策定してまいりました。基本的には10年の計画として策定しておりますが、どの計画もその時々社会経済状況に合わせて子どもに関する事業を推進するため、概ね5年ごとに計画全体の見直しを行っているところでございます。

次のスライド8に移ります。

特に、法に基づくこども・子育て支援事業計画は、その中核となる「量の見込み」と「確保方策」について、5年を1期とする計画とするよう、法第61条で定められており、次期計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年の計画を策定する必要がございます。

次のスライド9に移ります。現行の子ども未来プランの基本理念「すべてのこどもが幸せに暮らせるまち」は、私たちが将来に求める「まちのあるべき姿」です。本計画は、「倉敷市子ども条例」の理念と、こども・子育て支援法の基本指針に基づき、家庭、学校園等、地域、団体、企業、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、市が子どもの成長と子育て家庭への

支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものです。

そして、スライド10ですけれども、次期計画の策定方針でございますが、本市では以上をふまえ、子ども・子育て支援法に基づく次期「子ども・子育て支援事業計画」と、先ほどスライド6でご覧いただきました、こども基本法に基づく「市町村こども計画」を一体的に、「倉敷市こども計画」として策定する予定としております。

計画内容としましては、現行の計画と同様に、「子ども・若者計画」や「子どもの貧困対策計画」などの各計画を引き続き包含し、施策体系につきまして、現行の計画を踏襲しつつ、こども大綱や都道府県こども計画を勘案し、新たな行政課題等への対応のための見直しを行っていきたいと思います。

また、子ども・子育て支援法に定める、教育・保育に係る主要事業の「量の見込み」と「確保方策」の事業量をはかるためのニーズ調査をはじめとした、子育て家庭や子ども・若者へのアンケート調査や関係団体へのヒアリング等を予定しております。

さらには、アンケート調査以外にも、こどもの意見聴取について、より効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。

最後にスライド11の策定スケジュール案をご覧ください。ニーズ調査を含むアンケート調査は、今年度1月から2月の実施を予定しております。また来年度においては、第1回目の審議会におきまして、調査結果の報告や施策体系の見直しについて、第2回目には計画素案について、それぞれご審議いただく予定としております。その後、パブリックコメント、県協議等を経て、令和7年3月には、決定・公表したいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

会 長： 詳しいご説明ありがとうございました。ここにも出てきましたけれども、皆さんマスコミ等に関心を持って見てくださっていると思いますが、このこども基本法というのは、実は、日本はとても遅れていまして、30年かかったとよく言われて、まあ29年目になるのですけれども、国連に批准して29年目というふうによくマスコミなどに出ているのですけれども、やっと日本でも子どもの人権が法律で書かれるという、すごく大きなトピックスになっている1つですし、この会議自体も、先ほど事務局からご説明がありましたように、子ども・子育て支援法の1つとして成立している会議ですので、委員の皆さんは子どもを考える、これからの倉敷市の子どもたちを考える1つの組織としてのお役目を皆様をお願いしているところですので、ぜひ関心を持って、また何か情報等ありましたら、この場でも色々お聞かせいただければと思っております。

今のご説明ですけれども、何かご意見等、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上で議事を終えたいと思います。円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局へお返しいたします。

### 3 閉会

事務局： 木戸会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様方には、ご審議・ご意見等をいただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、事務連絡をさせていただきます。

次回の審議会ですが、令和6年1月18日木曜日、14時から、本日と同じこの会場、10階の会議室で開催いたします。なお、施設の認可等に関し、審議会を急ぎ開催することもあります。その際は、日程が決まりましたら、ご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の予定をすべて終了いたしました。それでは、最後になりますが、閉会にあたり、子ども未来部長の月本からお礼を申し上げます。

月本部長： 子ども未来部の月本です。本日は、大変お忙しいところ、令和5年度第2回の倉敷市子ども・子育て支援審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、審議いただきました事業所内保育事業の認可につきましては、必要な事務手続きを進め、引き続き幼児教育・保育の充実、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

また「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2023」に基づきまして、引き続き、本市の子ども・子育て支援施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

さらに、最後にご説明させていただきましたように、令和7年度からの次期計画「倉敷市こども計画」の策定に向けまして、着実に準備をすすめてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今後とも、子どもの健やかな成長のため、御支援をいただきますようお願いいたします。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

事務局： それでは、令和5年度第2回倉敷市子ども・子育て支援審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

お忘れ物がないよう、お気をつけてお帰りください。